

福祉課

(保健事業) からお知らせ



成人病健診や人間ドックなどの 健康診断の結果を 生活習慣改善に役立てましょう

本組合の成人病健診や人間ドックまた職場の定期健康診断など(以下「健康診断等」という)は、現在の健康状態をチェックし、生活習慣病などの病気を早期発見・治療(二次予防)すること、そしてもう一つは、健康診断等の結果を参考に生活習慣を改善(一次予防)することにあります。あなたは健康診断等を受けっぱなしにしていませんか。気になる数値があれば職場の産業医や保健師、管理栄養士等の保健指導や栄養指導を受けるようにしましょう。

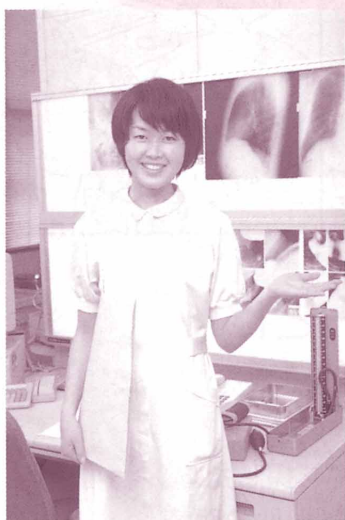
検査結果を理解し、その結果を生活習慣改善につなげる
ことが、健康診断等を2倍活用することにつながります。
自分の健康は自分だけのものではありません。家族みんなの幸せのため、健康診断等の結果を生かして健康管理に役立てましょう。



平成18年度保健事業で 成人病健診や委託定期健康診断を 実施しました

共済組合は、健康保持増進を目的として30歳以上の組合員を対象に成人病健診(巡回健診(1次検査))。また所属所より共済組合及び検査機関が委託の申し込みを受けた労働安全衛生法に基づく定期健康診断の検査業務を巡回健診に併せて平成18年5月下旬から11月初旬にかけて実施しました。

健診を受診された組合員の方々には、所属所を経由して「成人病健診定期健康診断個人通知書」を送付します。



人間ドック受診者の 皆さんへ

平成18年度の人間ドック受診期間は、平成18年4月20日から平成19年3月20日まで(期限を経過すると受診できません)です。指定医療機関では、翌年の1月から3月にかけて例年予約で満杯状態になります。受診日を早めに指定医療機関へ予約して人間ドックを受診してください。